## 提出及び記入の際の注意事項

## 使用印鑑届の取り扱いについて

- (1)使用印鑑届の様式は、第3号様式となります。
- (2)実印の欄には、法務局に登録された実印を押印して下さい。
- (3)代表者使用印の欄には、代表者が発行する書類に使用する印を押印して下さい。 (使用印がない場合は、実印を押印してください。)
- (4)使用印鑑届には、使用印鑑届を提出する日の3ケ月前までの印鑑証明書(コピー 可)を添付して下さい。
- (5)記載事項に変更(例:代表者の交代等)が生じた場合は再度提出して下さい。 また、この際に、印鑑証明書を添付して下さい。
- (6)使用印鑑届は、入札に参加する(分任)契約職毎に提出する必要があります。

## 委任状について

- (1)委任状の様式は第4号様式その1又は第4号様式その2となります。
- (2)記載事項に変更(例:支店長の交代等)が生じた場合は再度提出して下さい。
- (3)委任状は、入札に参加する(分任)契約職毎に提出する必要があります。
- (4)郵送による入札を選択する場合は、入札・見積りに関する権限を復代理人に委任することはできません。(代表者名若しくは契約権限を有する委任者(支店長等)名により 入札・見積りを行っていただくことになります。)

## 委任状に記入する委任事項について

- 1 委任状
  - 1.入札及び見積りに関する一切の権限

- 1.上記の行為に関し復代理人を選任する一切の権限
- 1.契約の締結に関する 一切の権限
- 1.契約の履行に関する一切の権限
- 1.契約に伴う諸手続書類の提出に関する一切の権限
- 1.代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 2 復代理人委任状
  - 1 . 入札及び見積りに関する一切の権限